

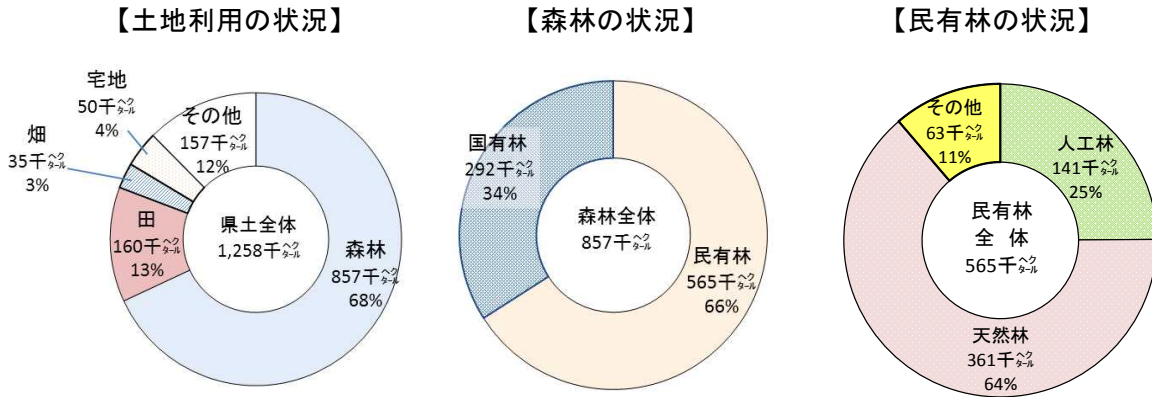
(案)

森林整備と財源のあり方検討委員会  
報告書(概要版)

平成30年 月

# 1 新潟県の森林

- ・ 本県の森林は、県土の約7割を占め、全国6番目に広い面積を有する。
- ・ 私有林のうち、人工林の割合は25%（全国44%）、天然林は64%（同48%）。



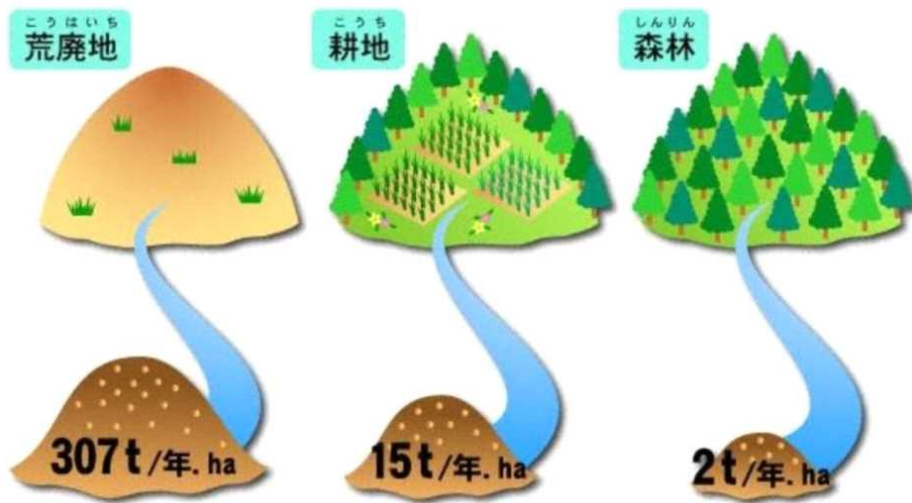
※ その他は竹林、草生地など

資料 新潟県「地域森林計画書」、林野庁「森林資源の現況」

## 〈森林の主要な公益的機能〉

○水源かん養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨を地中に速やかに浸透させ、ゆっくりと河川に流出</li> <li>・ 渇水や洪水の緩和、水資源の確保。</li> </ul>
○山地災害防止機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち葉や下草が雨滴の衝撃を吸収し、表土の浸食を防止</li> <li>・ 樹木の根が土壌を固定し、土砂の流出・崩壊を防止。</li> <li>・ 森林から流出する土砂は裸地の150分の1とされている</li> </ul>

【流出土砂量の比較】



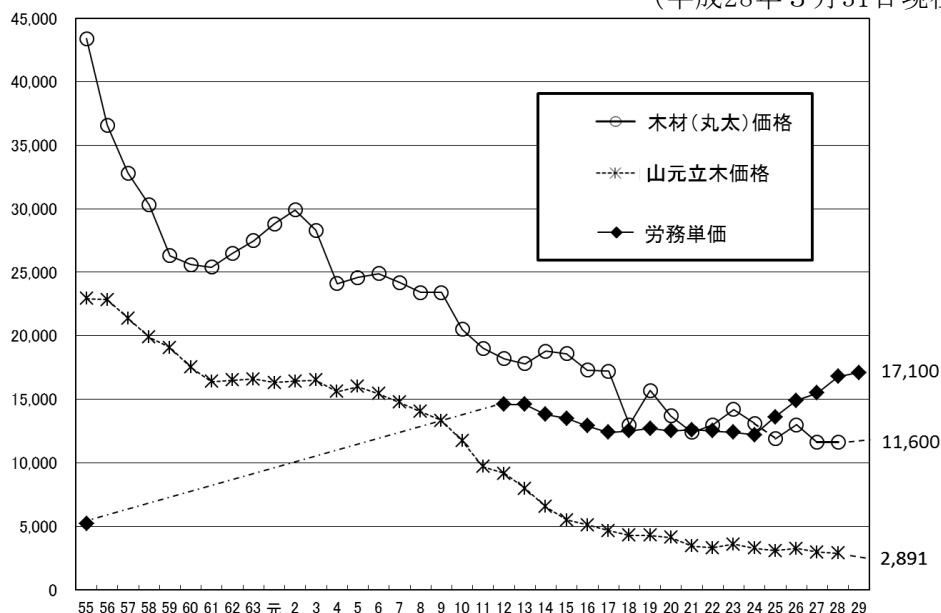
資料 丸山岩三「森林水文」実践林業大学1970

## 2 新潟県の林業・森林整備の現状と課題

- ・ 木材価格の低迷や労務単価の上昇により林業の採算性が悪化。  
（木材価格はピーク時の昭和 55 年時点の 4 分の 1。労務単価は、同 3 倍）
- ・ 林家数の減少や不在村者森林所有者の増加により管理放棄される森林が増加。

【木材・立木価格の推移】

(平成28年 3月31日現在)

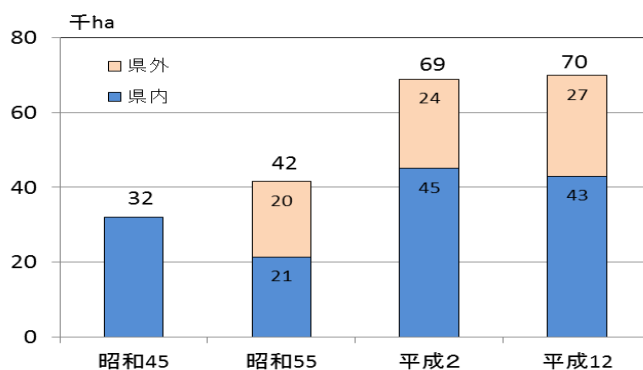


資料1 木材(丸太)価格：農林水産省「木材統計」

資料2 山元立木価格：日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

資料3 労務単価：新潟県「設計労務単価(普通作業員)」

【不在村者森林所有面積】



資料 農林水産省「農林業センサス」

### 〈課題〉

- ・ 急傾斜地等、施業条件が不利な森林では、採算性の確保が困難であり、森林所有者等の自発的な施業(森林整備)の実施が困難。
- ・ 森林所有者等の高齢化や離村、担い手不足等により放置される森林が増加。
- ・ 間伐等の手入れが不足した森林は荒廃し、公益的機能が低下。



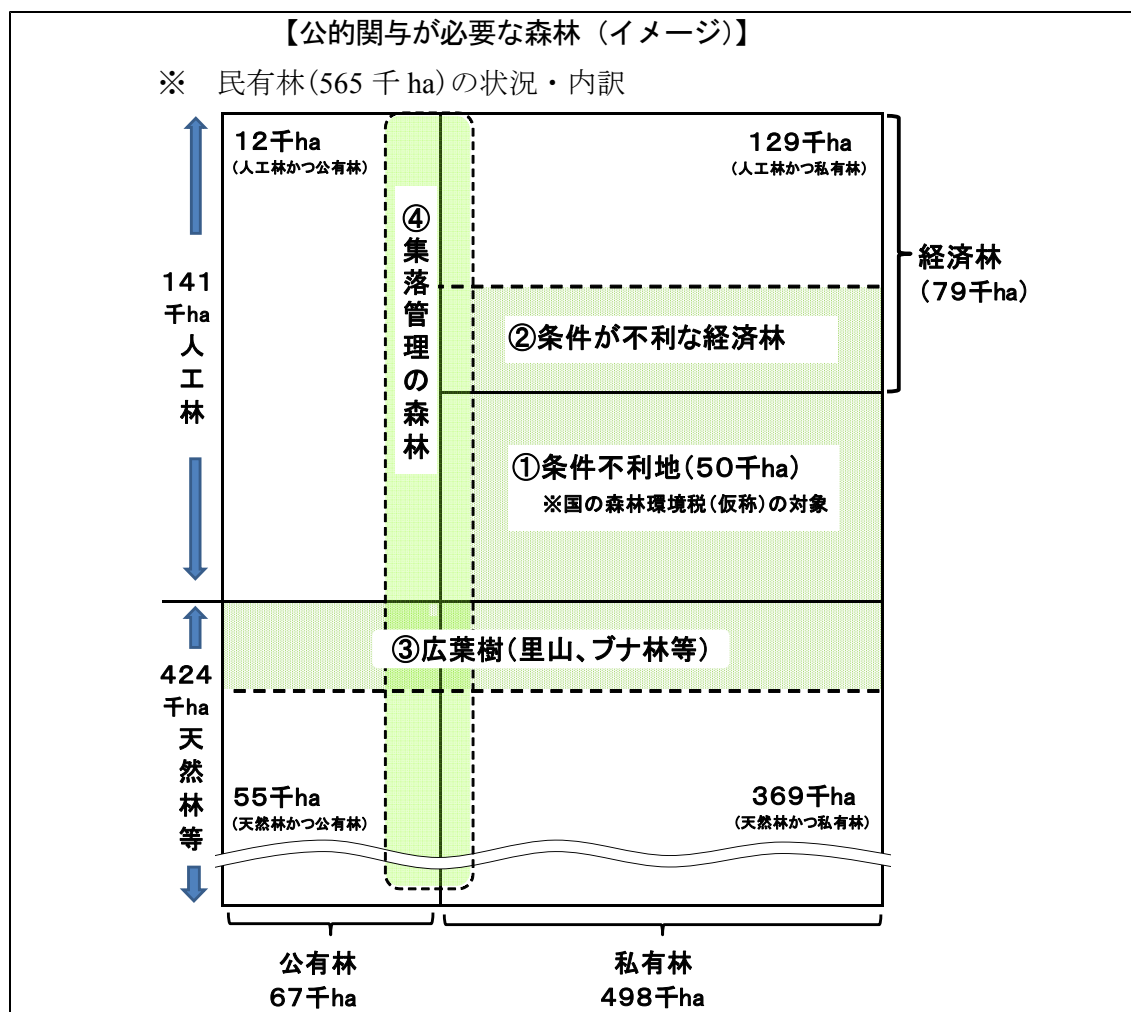
森林の公益的機能の維持・保全と行政の関わりについて検討する必要

### 3 森林整備と財源のあり方について（提言）

#### ◆ 森林整備のあり方について

- 県民の安全・安心の観点から、森林の公益的機能の維持・保全のために、行政による公的関与が必要ではないかとの観点から検討。
- 自然的・地利的要因等により、森林所有者による施業が困難な森林を公的関与の対象として整理（4つの区分・対象）。
- 対象に関する具体的な基準について、今後、技術的・専門的見地から検討する必要。

区 分	定 義	備 考
①条件不利地 ※国の森林環境税(仮称)の対象	自然的・地利的条件により施業が困難な森林	・傾斜 30度以上 ・樹木平均成長量 5 m <sup>3</sup> /年未満 ・車道からの距離 1 km以上
②条件が不利な経済林	経済林のうち自然的・地利的条件により採算性が低く、施業が困難な森林	※具体的基準について要検討 (林業経営との関係において慎重な検討が必要)
③広葉樹 (里山、ブナ林等)	かつて薪炭利用等で手入れされていたものの、現在放置されている里山やブナ林等	※具体的基準について要検討
④集落管理の森林	集落が共有し管理する森林（管理者の高齢化等により手入れが行き届かない森林）	・生産森林組合所有林、記名共有林、財産区有林 ※具体的基準について要検討



- 森林の整備（施業）の内容としては、国の森林環境税（仮称）における検討と同様、「間伐」、「下刈・除伐」、「植栽」が妥当。
- これらに加え、人材の確保・育成、森林所有者の状況把握・調整に対する取組を強化する必要。

◆ 財源のあり方について

- 公益的機能の維持・保全のために公的関与が必要となる森林整備の対象を基に、整備の規模を明確にする必要。
  - ・ 対象に関する具体的な基準が定まれば、整備の規模が定まる。
  - ・ 具体化前の現時点では、財源のあり方について一般論として整理。
- 公的関与の規模を明確にした上で、新たな財源の必要性、確保の方法について検討する必要。
- 併せて、国の森林環境税（仮称）の用途等の具体的な制度設計及び譲与税の規模を見極めた上で、これとの関係（重複）について精査する必要。  
（同様に独自課税を実施している37府県の動向にも留意する必要。）



- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国の森林環境税（仮称）との関係において、重複しない部分や財源不足に見合う財源は確保されるべきではないか。</li><li>・ ただし、その必要性や規模等について明確な説明が必要。</li></ul> |
|---|

- 県民の理解を得ながら検討を進めていくことが重要。

## 国の森林環境税（仮称）について

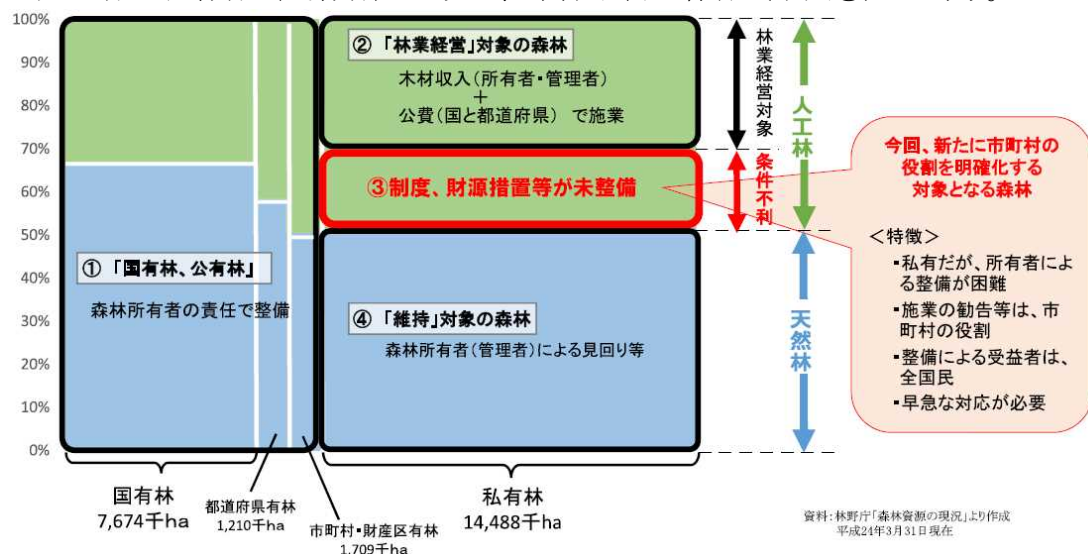
- 平成 30 年度与党税制改正大綱において、市町村が行う森林整備等の財源に充てるため、森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）の創設が決定。

### 【森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の概要】

- 森林環境税（仮称）
  - ・納税義務者：国内に住所を有する個人
  - ・税 額：年額 1,000 円（税込見込額：約 600 億円）
  - ・賦課徴収：市町村が個人住民税均等割と併せて行い、国に払込み。
  - ・開始時期：平成 36 年度から課税
- 森林環境譲与税（仮称）
  - ・森林環境税（仮称）の収入額に相当する額を市町村・都道府県に譲与
  - ・譲与割合：市町村（10 分の 9）、都道府県（10 分の 1※）
    - ※創設当初は都道府県の割合を 10 分の 2 とし段階的 10 分の 1 へ移行
  - ・譲与基準：10 分の 5 を私有林人工林面積（林野率により補正）で、10 分の 2 を林業従事者数で、10 分の 3 を人口で按分（市町村・都道府県共通）
  - ・開始時期：平成 31 年度から譲与（借入れにより財源を確保、後年度に森林環境税（仮称）で償還）
  - ・使 途：（市 町 村）間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する経費（都道府県）市町村の支援等に関する費用

### 【国の森林環境税（仮称）の対象】

- ・人工林の私有林（民有林）のうち、条件不利の森林（下図③）を対象。



資料 総務省「第3回森林吸収源対策税制に関する検討会」

## 他県の独自課税の状況について

- 森林の公益的機能の維持・保全を目的とする施策の財源に充てるため、37 府県で住民税の超過課税を導入。

### 【超過課税の概要】

- ・ 納税義務者と税率
  - 個 人：均等割額に 300 ～ 1,200 円の上乗せ（19 県が 500 円上乗せを採用）
  - 法 人：均等割額の 5 ～ 11 % 増（19 県が 5 % 増を採用）
- ・ 平成 27 年度税込（決算額） 1.7 ～ 38.9 億円/府県
- ・ 税収は、間伐等の森林整備を中心に、担い手の確保・育成や木材利用促進など森林整備以外にも幅広く活用（下表）。

**森林環境・水源環境の保全等を目的とした府県の超過課税の税収の用途**

用途の内容		岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	神奈川	富山	石川	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都府	大阪府	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	愛媛	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島			
間伐事業	国庫補助事業 (補助率の上乗せ等)			○	○						○	○	○	○				○							○	○			○	○			○	○						
	地方単独事業		○						○																														○	
その他の事業	地方団体が森林所有者等と協定(※1)を締結して実施するもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	治山・流木対策																	○	○	○	○																	○	○	
	松枯れ木等処理		○	○	○	○					○											○				○	○	○	○									○	○	
	都市緑化、河川等		○				○								○		○					○																		
	担い手育成・支援			○	○										○		○					○		○			○											○	○	
	木材利用促進		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森林環境教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普及・啓発(※2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他(※3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(※1)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容(協定の有効期間内における主伐の禁止等)等について定めるもの

(※2)ボランティア支援を含む。

(※3)森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、産業界集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

※林野庁調査結果より総務省において作成

資料 総務省「第4回森林吸収源対策税制に関する検討会」

※ 国森林環境税（仮称）が、37 府県の超過課税と重複し、調整する必要があるとの議論が継続している。